

5 関係法令

●地方自治法(昭和22年法律第67号)【抜粋】

第2条第4項

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

●芦別市まちづくり基本条例(平成20年6月20日条例第26号)

わたしたちのまち芦別は、明治の代に開拓のくわが入れられて以来、先人の汗した苦勞により農業、林業と石炭鉱業を中心として栄えました。

その後、国のエネルギー政策の転換の影響を受け、炭鉱が閉山したことにより、人口が減少し、さらには少子高齢と経済、雇用の低迷が続く時代背景の影響も受け、まちは過疎化という厳しい状況の中にありますが、そのような中であっても、一人ひとりが力をあわせ、市民憲章を手本として郷土の自然を愛し、社会のきまりを守り、文化の輝く住みよいまちづくりに努めてきました。

わたしたちは、先人たちが築き上げた、この自然豊かな住みよいまちをさらによりよいまちにして、次代を背負って立つ子どもたちをしっかり引き継いでいくために、お互いに連携するとともに、それぞれの役割を明らかにし、情報共有、市民参加と協働という2つの柱を基本として、まちづくりを進めます。

まちを守り、育てるのはわたしたちです。わたしたちがまちづくりの主役となって、安全で安心して暮らすことができ、誰もが住み続けたいと思えるまち芦別を、みんなの手で築いていくために、この条例を定めます。

第1章 総則

(まちづくりのルール)

第1条 まちづくりは、情報共有、市民参加と協働を基本として進めます。

(用語の意味)

第2条 この条例で「まちづくり」とは、市民が快適に安全で安心して暮らすことができるまちを実現するために、わたしたちが行う活動をいいます。

2 この条例で「情報共有」とは、まちづくりに必要な情報をわたしたちがそれぞれに提供しあい、お互いに意見を交換するなど、同じ情報を持ちあわせることをいいます。

3 この条例で「市民」とは、市内に住んでいる者、市内で働く者、学ぶ者と市内で活動する法人か団体をいいます。

4 この条例で「協働」とは、わたしたちがお互いの役割と責任を理解し、ともに考え、ともに行動し、まちづくりという共通の目標に向けお互いに協力することをいいます。

(この条例の位置づけ)

第3条 わたしたちは、まちづくりの最高規範としてこの条例の趣旨を最大限に尊重します。

第2章 まちづくりにおける役割と責任

(市民)

第4条 市民は、まちづくりについて、知る権利を持ちます。

2 市民は、まちづくりに参加する権利を持ちます。

3 市民は、まちづくりについて自らの発言と行動に責任を持って、自主的に参加することができるほか、意見を述べることができます。

4 市民は、平等に行政サービスを受ける権利を持ち、この行政サービスを受けることにより生じる費用を負担します。

(議会)

第5条 議会は、市民の代表機関であり、本市の意思決定機関として十分にその役割を果たすとともに、行政運営をチェックする役割も果たします。

2 議会は、まちづくりを進めるにあたっては、広く市民の声を聴き、この声をまちづくりに反映させるよう、総合的な視点を持って活動します。

3 議会は、市民に開かれた議会運営を目指すために、議会の活動について情報を提供し、その内容をわかりやすく説明します。

(市)

第6条 市の代表者である市長は、代表者としての自覚を持って、この条例を遵守し、市民とともに歩むまちづくりを進めます。

2 市長は、まちづくりを進めるにあたっては、市民の意思をまちづくりに反映させるため、市民の声を幅広く聴きます。

3 市長は、公正で公平な行政運営を行うため、市の職員を適切に指揮監督するとともに、その能力を向上させます。

4 市の職員は、全体の奉仕者であることを自覚して、誠実に仕事をします。

第3章 情報共有

(情報共有の推進)

第7条 市は、まちづくりについて情報共有を進めるための制度を充実します。

2 市は、市民の知る権利を保障するため、芦別市情報公開条例（平成11年条例第3号）で定めるところにより、市が持っている情報を適正に公開します。

3 市は、まちづくりに必要な情報を市の広報紙、公式ホームページなどにより市民に提供します。

4 市は、まちづくりの計画、実施と評価における内容を市民にわかりやすく説明します。

(個人情報の保護)

第8条 市は、個人の権利と利益を保護するため、芦別市個人情報保護条例（平成11年条例第5号）で定めるところにより、市が持っている個人情報を適正に取り扱うものとします。

第4章 市民参加と協働

(市民参加と協働の推進)

第9条 わたしたちは、市民参加と協働によりまちづくりを進めます。

2 市は、まちづくりの計画、実施と評価の過程で、市民の意見が適切に反映されるよう取り組みます。

(青少年と子どものまちづくりへの参加)

第10条 青少年と子どもは、それぞれの年齢に適したかたちでまちづくりに参加することができます。

(コミュニティの充実)

第11条 コミュニティとは、市民がお互いに助けあい、市民一人ひとりが自ら快適に安全で安心して心豊かな生活をおくることができることを目的として、自らの意思に基づき市民が中心となつてつくられる町内会、ボランティア団体などの集団と組織をいいます。

2 わたしたちは、まちづくりの担い手となるコミュニティの役割を理解し、そのコミュニティを守り、育てます。

3 市は、コミュニティの自主性と自立性を尊重し、コミュニティ活動が円滑に行われるための環境を整備します。

(委員の公募)

第12条 市は、まちづくりを進めるうえで組織される委員会、審議会などについて、委員を公募することにより、市民が参加できるようにします。

(意見の公募)

第13条 市は、まちづくりを進めるにあたって、市民の生活に重要な影響を及ぼすものについては、市民から広く意見を求めます。

2 市は、市民から意見を求めるときは、市の広報紙、公式ホームページなどにより適切に実施し、市民から示された意見に対する市の考え方を公表します。

(住民投票)

第14条 市内に住所を有する者（以下「住民」といいます。）は、まちづくりのうち市が直面する将来にかかわる重要課題（以下「重要課題」といいます。）について、住民投票を実施するよう、市長に求めることができます。

2 市長は、住民投票の求めがあったときは、重要課題かどうかを十分に検討したうえで住民

投票を実施するかどうかを判断します。

3 市長は、住民投票の結果を最大限尊重します。

4 市長は、住民投票を実施するにあたっての方法、手続その他必要な事項については、別に定める条例で整備します。

第5章 信頼されるまちづくり

(総合計画)

第15条 市は、総合的に、計画的にまちづくりを進めていくための計画（以下「総合計画」といいます。）を定めます。

2 総合計画は、市の将来像を定める最上位の計画であり、まちづくりは、これに基づきます。

3 市は、総合計画を定めるにあたっては、市民の意見を適切に反映させるため、その計画に関係する情報をあらかじめ市民に提供し、広く市民の参加を得ながら進めます。

4 市は、総合計画の内容と進行状況に関する情報を市民にわかりやすく提供します。

(評価)

第16条 市は、効率的で効果的なまちづくりを進めるため、評価を実施します。

2 市は、評価の実施にあたっては、市民の視点に立つて行うとともに、市民が参加できるように努めます。

3 市は、評価の結果を市民にわかりやすく公表するとともに、この結果をまちづくりに反映するよう努めます。

(財政運営)

第17条 市は、総合計画と評価の結果に基づき、今後の財政を見通したうえで予算を編成するとともに、健全で持続可能な財政運営を行います。

2 市は、毎年度の予算と決算その他市の財政状況に関する情報を市の広報紙、公式ホームページなどにより、市民にわかりやすく公表します。

3 市は、市が持っている財産を公表し、適正に管理するとともに効果的に活用します。

(行政手続)

第18条 市は、まちづくりの公正と透明性を守るため、芦別市行政手続条例（平成9年条例第3号）で定めるところにより、市が行う処分、行政指導と市に対する届出に関する手続を適正に行います。

(市の組織)

第19条 市の組織は、市民にわかりやすく、社会情勢に柔軟で迅速に対応できるものとします。

(災害などへの対処)

第20条 市は、災害、事故などから市民の身体、生命と財産を守り、市民が安全で安心して暮らせるよう緊急時における体制を整備します。

2 市は、市民と関係機関と協力し、連携を図り、災害、事故などに備えます。

(法令の遵守)

第21条 市は、まちづくりを適正に運営するため、誠実に法令を遵守します。

第6章 自主・自立

(自主・自立に向けた取組)

第22条 市は、市民と議会との協働のもと、自主的に行財政改革を取り組むことにより、自立したまちづくりを進めます。

(国、北海道、他の自治体などとの関係)

第23条 市は、国と北海道と対等の立場に立った関係で、お互いに協力しながら、まちづくりに取り組みます。

2 市は、他の自治体と関係機関との共通課題や広域的な課題に対しては、自主性を持ちつつ、お互いに連携し、協力しながら解決にあたります。

第7章 この条例の検討と見直し

(この条例の検討と見直し)

第24条 この条例は、5年を超えない期間ごとに、この条例の規定が本市にふさわしく、社会経済情勢にあったものかどうかについて市民とともに検討を加え、その結果に基づいて見直します。

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。（平成20年規則67号により平成20年10月1日）

●芦別市総合計画審議会条例(昭和63年3月28日条例第6号)

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、総合計画に関する重要事項を調査審議するため、芦別市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから必要の都度、市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 公共的団体の代表者
- (4) 公募に応じた市民

3 委員は、当該諮問に係る事項の調査及び審議が終了したときは、解任されたものとみなす。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を1人置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会議の議長となり、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係人の出席)

第5条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部企画課において行う。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

※ 平成元年、平成6年、平成11年の改正附則については、省略。

附 則 (平成21年6月19日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

●芦別市総合計画策定に関する規程（平成20年3月31日訓令第6号）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、芦別市総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するための組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市の将来のまちの目指す姿（以下「将来都市像」という。）の実現に向けて、市民、議会及び行政の協働のもと、共通の方向性・目標に向かってともに行動し、一体となってまちづくりを進めるために策定する市政の総合計画をいい、基本構想、基本計画及び実施計画から成る10年間の計画とする。
- (2) 基本構想 将来都市像とその実現のための施策を明らかにするものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき、施策ごとの目指す姿、施策の目標値及び役割分担について作成する計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画に基づき、財政状況に即した具体的な事務事業の実施に関して作成する計画をいい、10年間の計画期間内において毎年度3年分の計画とする。

第2章 組織

（総合計画策定本部の設置）

第3条 総合計画策定事務の円滑な推進を図るため、総合計画策定本部（以下「策定本部」という。）を置く。

2 策定本部は、委員会、企画会議及び部会をもって組織する。

（本部長及び副本部長）

第4条 策定本部に本部長及び副本部長を置く。

2 本部長には市長、副本部長には副市長をもって充てる。

3 本部長は、策定本部の事務を総理する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。

（委員会）

第5条 委員会は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 教育長
- (2) 総務部長
- (3) 市民福祉部長
- (4) 経済建設部長
- (5) 市立芦別病院事務長
- (6) 消防長
- (7) 議会事務局長

3 委員会は、本部長が主宰する。

4 委員会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 総合計画原案の調査、審議及び決定に関すること。
- (2) 分野別計画の総合調整に関すること。
- (3) その他総合計画の策定に関し、特に必要と認めること。

5 委員は、委員会に出席できないときは、その旨を本部長に報告し、代理のものを出席させなければならない。

（企画会議）

第6条 企画会議は、総務部長、総務課長、企画課長、財政課長、福祉課長、商工観光課長、都市建設課長、学務課長及び財政課主幹をもって組織する。

2 企画会議は、総務部長が主宰する。

3 企画会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 総合計画原案の作成に関すること。
- (2) 分野別計画素案の調整に関すること。
- (3) その他部会の連絡調整に関すること。

（部会）

第7条 部会は、基本計画のうち、おおむね分野別計画ごとに組織する。

2 部会の名称、所掌事務及び構成は、別表のとおりとする。

- 3 部会の部会長、副部会長及び策定主任は、別表に掲げるものをもって充てる。
- 4 部会は、部会長が主宰する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 策定主任は、所属する課（これに相当するものを含む。以下同じ。）の長の指揮監督を受け、当該課の別表に規定する所掌事務に関する総合計画について、資料の収集及び計画の企画立案等の事務を主任として処理するものとする。

第3章 運営

（委員会の運営）

第8条 本部長は、必要の都度委員会を招集する。

- 2 本部長は、議事のうち軽易なものについては、当該議事に関係ある委員をもって委員会を招集することができる。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

（企画会議の運営）

第9条 総務部長は、必要の都度企画会議を招集する。

- 2 総務部長は、議事のうち軽易なものについては、当該議事に関係ある構成員をもって企画会議を招集することができる。

（部会の運営）

第10条 部会長は、必要に応じ、副部会長、策定主任又はこれらのものの一部をもって構成する部会を招集し、所管に属する計画について調査又は審議を行うものとする。

- 2 部会長は、必要があると認めるときは、当該部会に属しない課の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

（結果報告）

第11条 部会長は、所管に属する計画について調査又は審議を終了したときは、その結果を総務部長を経て本部長に報告しなければならない。

（総合計画の決定、諮問等）

第12条 総合計画は、委員が決定した原案に基づき、本部長が決定する。

- 2 市長は、前項の規定に基づき決定した総合計画のうち、基本構想及び基本計画については、あらかじめ芦別市総合計画審議会に諮問しなければならない。
- 3 市長は、基本構想の決定については、市議会の議決を経なければならない。

（要旨の公表）

第13条 総合計画を決定したときは、市長は、その要旨を公表する。

（総合計画の修正）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、総合計画を修正するものとする。

- (1) 特に著しい社会的経済的情勢の変化が生じたとき。
 - (2) 国又は道の計画変更その他の事由により、著しい事業量の増減が生じたとき。
 - (3) 災害その他やむを得ない事情が生じたとき。
 - (4) その他市長が必要と認めたとき。
- 2 前2条の規定は、総合計画の修正について準用する。

（庶務）

第15条 策定本部の庶務は、総務部企画課において処理する。ただし、部会の庶務は、部会長の属する課において処理する。

第4章 雑則

（補則）

第16条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

※平成20年の改正附則については、省略。

附 則（平成21年3月23日訓令第3号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

部会の名称	所掌事務	構成	部会長	副部会長	策定主任
総務部会	(1)人口、所得、生産等のフレーム設定に関すること。 (2)土地利用計画に関すること。 (3)行財政改革に関すること。 (4)他の部会に属さない事項に関すること。	総務部 総務課 企画課 財政課 市民福祉部 市民課 税務課 経済建設部 都市建設課	総務課長	企画課長 財政課長 市民課長 税務課長 都市建設課長 財政課主幹	構成に規定する課に属する係長の職にあるもの
都市環境部会	(1)公園緑地計画に関すること。 (2)上水道計画に関すること。 (3)下水道計画に関すること。 (4)環境衛生計画に関すること。 (5)都市清掃計画に関すること。 (6)道路河川計画に関すること。 (7)住宅計画に関すること。 (8)公害防止計画に関すること。 (9)防災計画に関すること。 (10)都市計画に関すること。 (11)都市開発計画に関すること。 (12)交通体系計画に関すること。 (13)運輸通信計画に関すること。	総務部 総務課 市民福祉部 市民課 経済建設部 都市建設課 上下水道課 消防本部及び消防署における担当課	都市建設課長	総務課長 市民課長 上下水道課長 消防本部及び消防署における担当課長	

部会の名称	所掌事務	構成	部会長	副部会長	策定主任
市民福祉部会	(1)社会福祉計画に関する こと。 (2)介護保険計画に関する こと。 (3)保健衛生計画に関する こと。 (4)医療計画に関する こと。 (5)食育推進計画に関する こと。 (6)交通安全計画に関する こと。 (7)消費者行政計画に関す ること。 (8)コミュニティ計画に関 すること。	市民福祉部 市民課 健康推進課 介護保険課 福祉課 児童課 市立芦別病院 事務局 消防本部及び 消防署におけ る担当課	福祉課長	市民課長 健康推進課長 介護保険課長 児童課長 市立芦別病院事務長 消防本部及び消防署に おける担当課長	構成に規定 する課に属 する係長の 職にあるも の
産業振興部会	(1)工鉱業計画に関する こと。 (2)商業計画に関する こと。 (3)農業計画に関する こと。 (4)林業計画に関する こと。 (5)観光開発計画に関する こと。 (6)労働計画に関する こと。	経済建設部 商工観光課 農林課 農業委員会事 務局	商工観光課長	農林課長 農業委員会事務局長	
教育文化振興 部会	(1)教育計画に関する こと。 (2)文化振興計画に関する こと。 (3)生涯学習計画に関する こと。 (4)体育振興計画に関する こと。 (5)余暇利用計画に関する こと。	教育委員会 学務課 生涯学習課 体育振興課 図書館 学校給食セ ンター 経済建設部 商工観光課	学務課長	生涯学習課長 体育振興課長 図書館長 学校給食センター所長 商工観光課長	